

平成二十六年五月十三日受領  
答弁第一五一号

内閣衆質一八六第一五一号

平成二十六年五月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ルーブル委員会」に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織「ループル委員会」に対する安倍晋三内閣の見解に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「各答弁書」は、いずれも外務省欧州局が中心となって起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。

二について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年四月二十五日内閣衆質一八六第一二七号。以下「前回答弁書」という。）二及び三についてでお答えしたとおりであるから、お尋ねの「各答弁書」を起草・起案した者」について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。また、前回答弁書は、外務省欧州局において起案し、内閣として決定したものである。

三から五までについて

御指摘の「当初の調査」に何らかの瑕疵かしがあったとの認識は有しておらず、お尋ねの「理由」は確認していないが、衆議院議員鈴木宗男君提出かつて在モスクワ日本国大使館に存在していたとされる裏金組織

「ルールブル委員会」に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書（平成二十一年十一月十日内閣衆質一七三第三七号）一から三までについてで答弁した事実関係は、当初の調査を通じて明らかにされてしかるべきであったと考えており、その意味で当初の対応は、徹底した十分なものであったとは言えないと認識している。